

第三者評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 寺井ソーシャルワーカー事務所

②施設・事業所情報

名称：社会福祉法人 石龍会 のとじま悠々ホーム	種別：特別養護老人ホーム
代表者氏名： 理事長 佐原 博之	定員（利用人数）： 60名（特養57名/ショート3名）
所在地： 石川県七尾市能登島半浦町5部6番地2	
TEL： (0767) 85-2571	ホームページ：

【施設・事業所の概要】

開設年月日 平成17年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 石龍会	
職員数	常勤職員： 38 名 非常勤職員： 4 名
専門職員	（専門職の名称） 生活相談員 1 名
	看護職員 4 名
	介護職員 28 名
	管理栄養士 1 名
	機能訓練指導員 1 名
	介護支援専門員 1 名
施設・設備 の概要	（居室数） ユニット型個室 60室 （設備等）

③理念・基本方針

法人理念：「人と人 心と心を 礎に」

私たちは、人と人とのつながり、心と心のつながりを大切にして、人として心から御利用いただいている方々やその御家族と接することを基本的な考え（礎：いしすえ）として業務に当たることを基本理念としています。

基本方針：「3つの徹底」

- ・丁寧語の徹底（方言・私語・大声は厳禁、表情・態度も丁寧に）
- ・挨拶の徹底（自分から笑顔でハッキリと、挨拶は相手の顔をみて）
- ・報連相の徹底（素早く、簡潔、明瞭に、報告は結論から）

④施設・事業所の特徴的な取組

施設では法人の理念基本方針に沿って、入居者様一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者様が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことが出来るよう支援しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2019年12月17日（契約日）～ 2020年 3月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成28年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- 理念や基本方針に基づき、利用者アンケートによる現状分析から「品質目標」を定め、品質目標に沿ってサービスが提供されているかを「品質目標実績表」を用いてチェックし、それを年2回の「マネジメントレビュー」で評価・承認し、次期の計画に繋げていくPDCAサイクルが確立されており、その展開方法が「品質マニュアル」に明記され、職員に周知されている。
- 福祉人材の確保・育成に関して、「資格等級体系フレーム」により資格等級や等級に応じた業務内容、業務レベルと昇格条件が一覧になっており、業務レベルについては「スキルチェックシート」でリスト化されているため、職員が個々の力量を適切に把握し、次のステップに進むにはどのようなスキルが必要かを考えモチベーションをアップさせる仕組みが作られている。
- 施設は福祉避難所に指定されているほか、地域の祭りや施設の家族会の講演に地域住民の参加の呼びかけをするなど、地域への開放と提供を積極的に行なっている。また、地域交流を目的に「悠々盆踊り」の開催や秋祭りの招待、ボランティアの受け入れを積極的に行なっている。
- 職員は、年に三回スキルチェックシートを用いて、自らの介護技術について自己評価を行い、サービスの質の向上に努めている。スキルチェックシートのコミュニケーションの項には、認知症、聴覚障害、難聴の利用者に対し、はっきりとした声かけや分かりやすいジェスチャー、表情、筆談などにより内容を伝えたと記されている。利用者の思いは、アセスメントや24Hシートの活用により把握し、個別支援を行っている。
- 利用者の尊厳に配慮した接し方や言葉遣いは、基本方針や職員倫理規定に明記されて研修や、唱和することにより共有を図っている。プライバシーに配慮が必要な会話の時には、利用者の部屋が事務所まで誘導して行っている。施設見学時、レクリエーションやユニットでのケアの場面では、職員が利用者ひとり一人に対してコミュニケーションをとっている様子が伺えた。
- 個人やグループでの継続的な活動として、週に1回希望者は仏壇へのお参りを行ったり、ボランティアの公演を見たり、週2回程度リハビリ喫茶に参加したりしている。BPSDについての分析や支援内容は、月1回のユニット会議で分析され、支援内容が検討されていることが、会議記録で確認できる。

◇改善を求められる点

- 運営の透明性を確保するための取組について、広報誌「いしずえ」には法人理念や基本方針、満足度調査の結果や意見・要望とその回答等積極的な情報公開が行われているが、ホームページは作成・公開されていない。平成28年度の社会福祉法改正で定款等がホームページによる公表対象となったことと併せ、情報公開の窓口、また相談窓口としてホームページの作成や公開が望まれる。
- 内部監査については品質マニュアルに基づきPDCAの体制が確立されているが、外部監査は行われていることが確認できなかった。社会福祉法人審査基準では資産が一定水準に該当しない社会福祉法人についても5年に1回程度の外部監査を行うことが望ましいとされているため、外部監査等の活用によりさらなる透明性の確保が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

「人と人心と心を中心に」法人理念の下、常に介護サービスの質の向上を目指し、地域共生社会づくりに貢献するものと、日々活動しております。今回、評価をいただいた点については、施設の強みとしてさらに磨きをかけ、良質で安心・安全な福祉サービスの提供を継続して行きます。改善すべき点では、運営の透明性の確保として、社会福祉法改正における情報公表を遵守し、ホームページの開設に取り組み、情報公開の窓口、相談窓口として活用してまいります。また監査体制においても内部監査に加え外部監査機関を活用して、更なる運営の透明性を確保してまいります。ご指導ありがとうございました。

⑧評価細目の第三者評価結果（別添）